

移動式警戒管制レーダー等の 配備に関する説明会

令和6年7月16日（火）
防 衛 省

ご来場の皆様へのお願い

- ① 会場及び敷地内における、拡声器やのぼり旗、プラカード等の持ち込み、使用は禁止となります。
- ② 大声等により進行を妨げる行為は慎んでください。
- ③ 係員の指示に従ってください。
- ④ 会場内は全て禁煙となっておりますので、喫煙される方は所定の場所をご利用ください。

ご来場の村民の皆様が、十分に説明を聴くことができるよう、皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

なお、他の皆様に迷惑となる行為が確認された場合には、退場して頂くこともございます。

I. 我が国を取り巻く安全保障環境・情勢認識

II. 移動式警戒管制レーダー等配備の意義

III. 配備地検討結果

IV. 施設整備

V. その他

VI. 質疑応答

I .我が国を取り巻く安全保障環境・情勢認識

① 国の防衛の必要性

国際社会が戦後最大の試練の時を迎える中で日本は

- ✓ 我が国周辺の安全保障環境は世界的にも特に厳しく、欧州で起きていることは**この地域でも起こる可能性**があります。
- ✓ 「力による一方的な現状変更」を抑止するためには、**相手の能力に着目しつつ、新しい戦い方に対応できる防衛力を備えた国家**になる必要があります。



軍事力強化や軍事活動活発化の
最前線に位置

東シナ海、南シナ海をめぐる
問題に直面

② 我が国周辺の安全保障環境

我が国は、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面

- ✓ 中国、北朝鮮、ロシアが**軍事力を増強しつつ軍事活動を活発化**する中、我が国は**その最前線に位置**しています。
- ✓ インド太平洋地域における軍事活動の活発化が地域、ひいては国際社会全体にどのような影響を及ぼすか注視していく必要があります。
- ✓ 今後の我が国の安全保障・防衛政策の在り方が、**地域と国際社会の平和と安定に直結**します。

ロシア

ウクライナ侵略



北朝鮮が発射した
新型 I C B M 級弾道ミサイル
「火星18」型 (2023年4・7・12月)
【朝鮮中央通信】

北朝鮮

核・ミサイル開発

日本

中国

尖閣諸島をめぐる問題
力による一方的な
現状変更の試みを執拗に継続

台湾

南シナ海をめぐる問題
力による一方的な現状変更
及びその既成事実化を推進

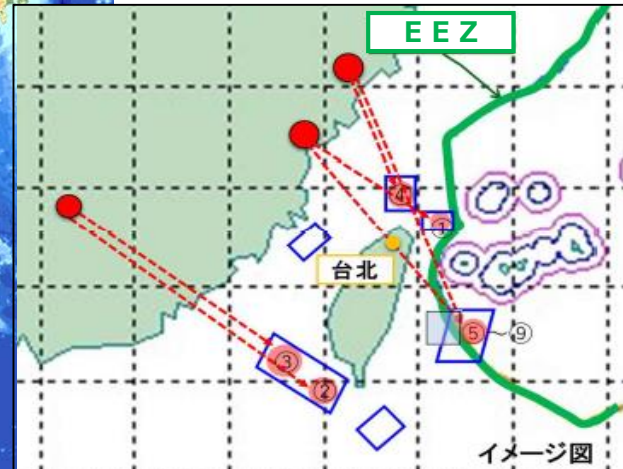
北方領土を含む極東に新型装備
を配備【ロシア国防省】



キロ改級潜水艦
2021年以降、順次4隻が配備、
「カリブル」巡航ミサイルを搭載



Su-35S戦闘機
2018年、軍民共有化された
択捉島の新民間空港に3機が配備



中国が台湾周辺に発射した弾道ミサイル9発のうち
5発が我が国のEEZ内に着弾(2022年8月)



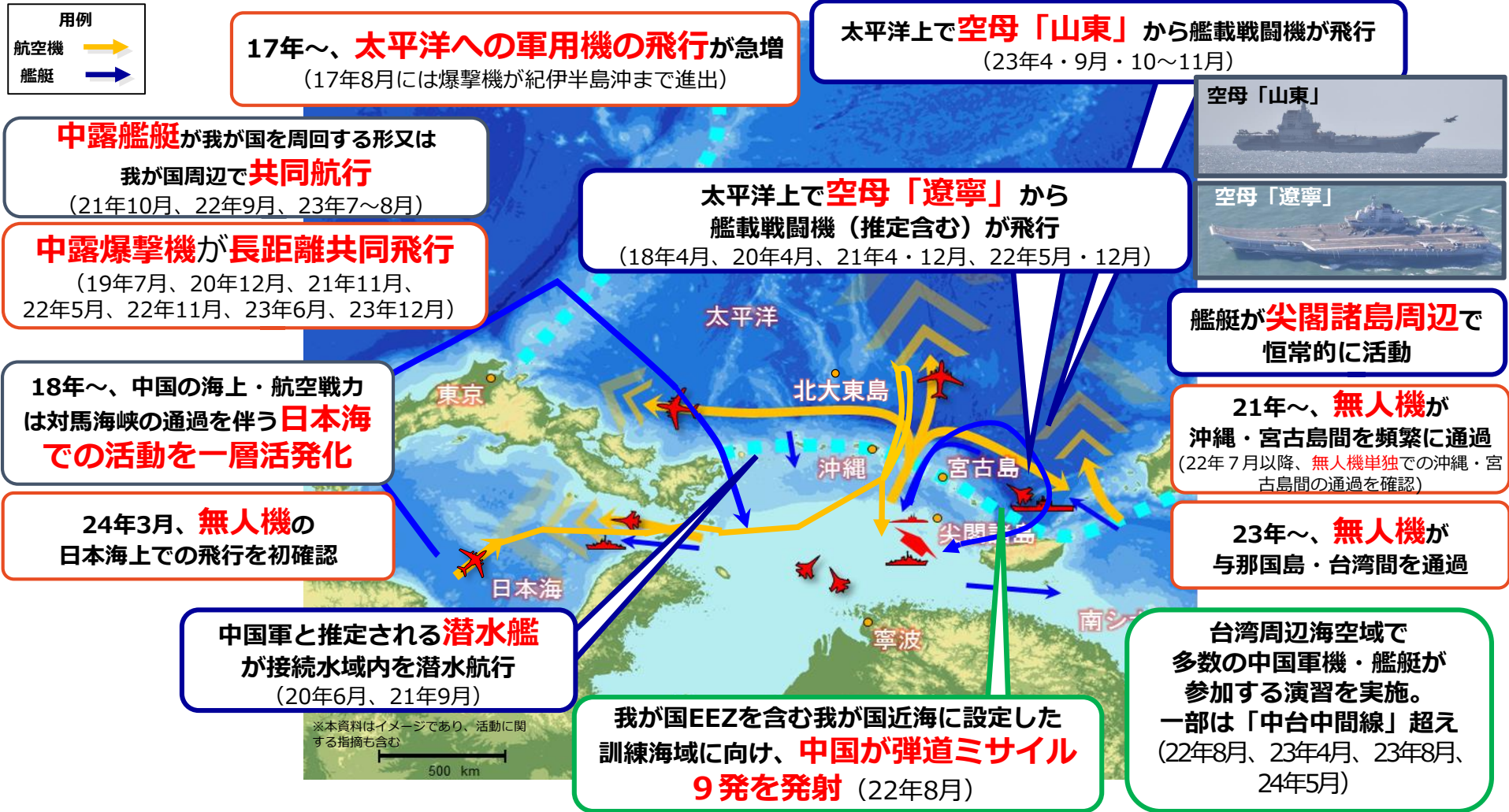
中露艦艇が共同航行
(2022年9月)



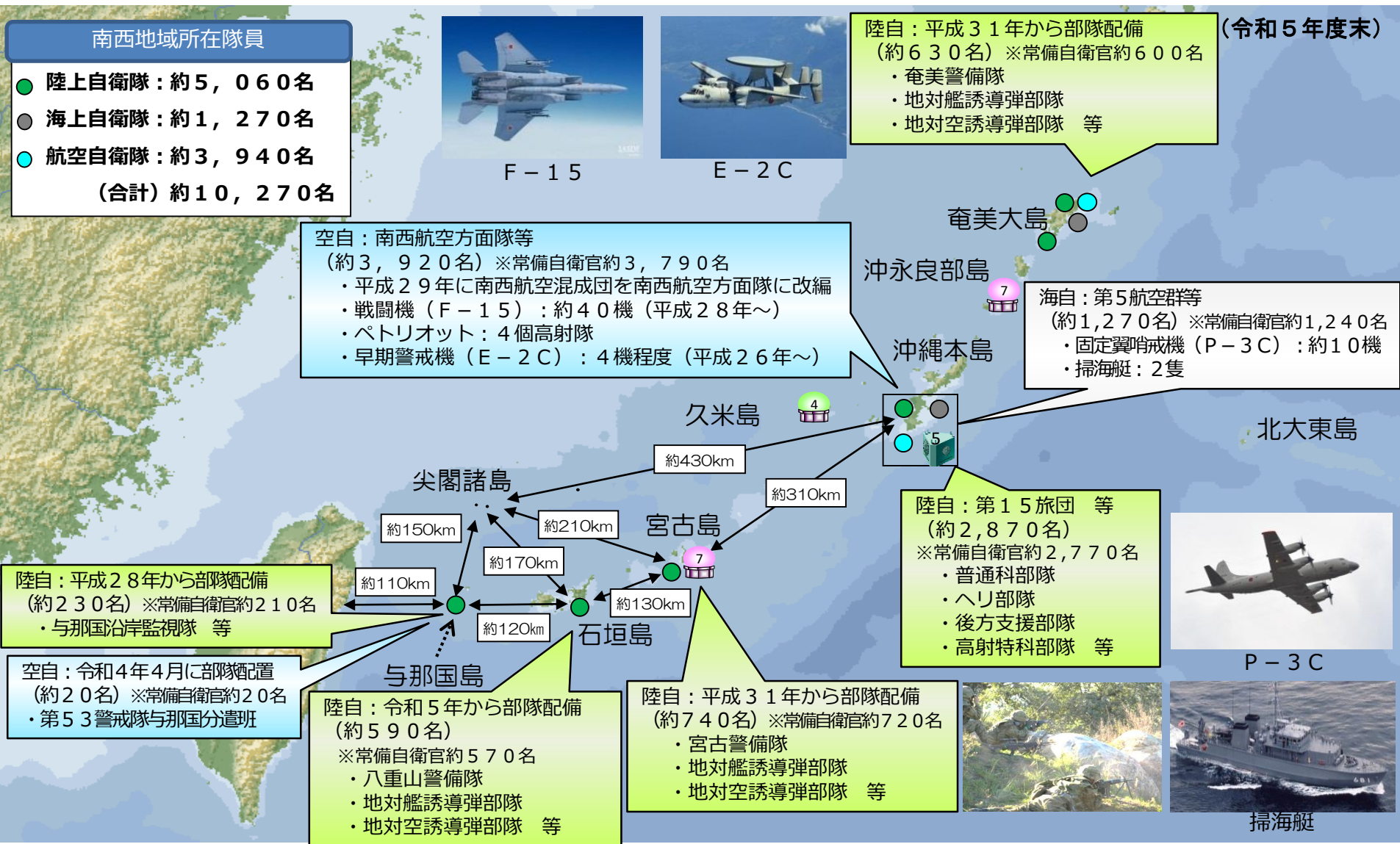
尖閣諸島周辺で活動する
中国軍艦艇ジャンウェイ
II級フリゲート

③中国の我が国周辺海空域での活動状況

- 中国軍は海空域での活動を**急速に拡大・活発化**。**一方的な活動のエスカレーション**も。
- **尖閣諸島周辺**のほか、**日本海・太平洋**における活動の定例化を企図しているとみられる。
また、日本海・太平洋における活動は、**今後一層の拡大・活発化**が見込まれる。



④南西地域における防衛体制



(注1) 主要部隊のみ記載。(注2) 人数については、常備自衛官・事務官等の合計である。(注3) はそれぞれレーダーサイトを示す。
 なお、距離については、おおよそのものであり、駐屯地等の場所によっては実際の距離と一致しないことがある。

Ⅱ. 移動式警戒管制レーダー等配備の意義

①移動式警戒管制レーダーとは

- 移動式警戒管制レーダーは、航空機や艦船などの位置を把握する装置であるレーダーの一種で、全国28か所に所在する固定式のレーダーサイトから離れた場所の覆域を補完するものです。
- これを適切に配備することで、隙のない警戒監視態勢を保持することができます。



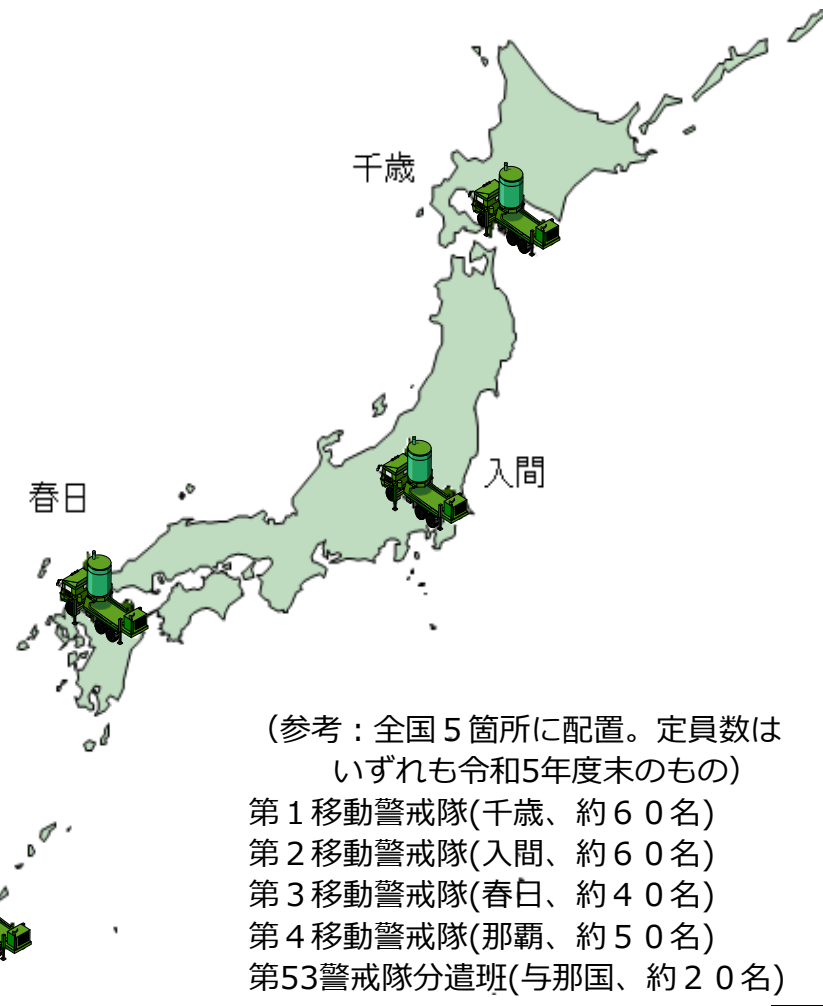
アンテナ車



移動式警戒管制レーダー
(J/T P S - 1 0 2 A)



電源車



(参考：全国5箇所に配置。定員数は
いずれも令和5年度末のもの)

第1移動警戒隊(千歳、約60名)

第2移動警戒隊(入間、約60名)

第3移動警戒隊(春日、約40名)

第4移動警戒隊(那覇、約50名)

第53警戒隊分遣班(与那国、約20名)

②北大東島への移動式警戒管制レーダー等配備の意義・効果

- 我が国の周辺国は、太平洋側での活動を活発化させるとともに、活動域も拡大しております。
- 太平洋側の島嶼部は、これまで警戒管制レーダー及び地上電波測定装置等を設置しておらず、警戒監視・情報収集の空白地域となっている状況です。



沖縄・宮古島間を通過する
中国軍の空母「遼寧」



太平洋上で発着艦訓練を行う
中国軍の空母「山東」



中国軍のH-6爆撃機

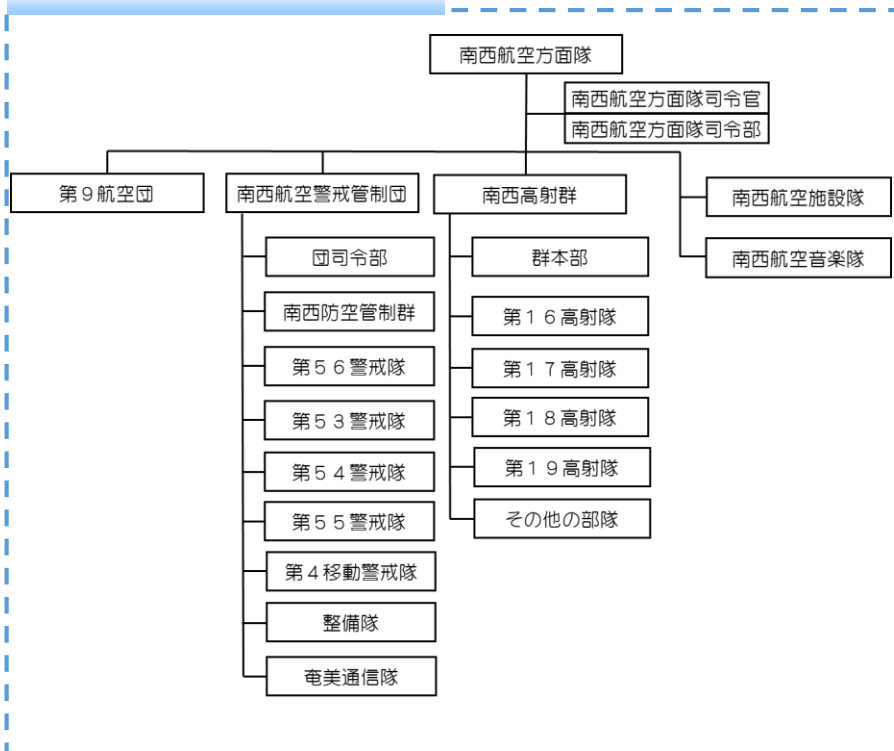


【イメージ図】

- 沖縄本島と宮古島の間やバシー海峡を通過して太平洋へ進出してくる航空機等への対応（警戒監視等）は喫緊の課題です。
- このため、太平洋側の島嶼部に隙のない警戒監視・情報収集態勢をいち早く構築するため、**北大東島への移動式警戒管制レーダー等の配備**をしたいと考えております。

③編成部隊及び装備品（部隊）

南西航空方面隊



北大東島には30名程度常駐予定

南西航空方面隊の主要装備品



F-15戦闘機



PAC-3



FPS-4レーダー



FPS-5レーダー



FPS-7レーダー

(注)

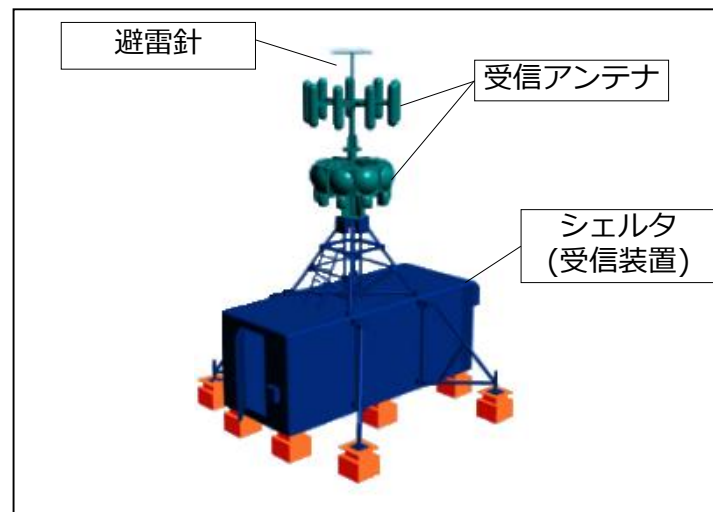
- ・具体的な配備時期及び部隊規模等については、現在検討中です。
- ・人数について一例を述べれば、移動式警戒管制レーダー等の装備品を整備・管理するための要員として、30名程度配置を検討しています。

④編成部隊及び装備品（装備品）

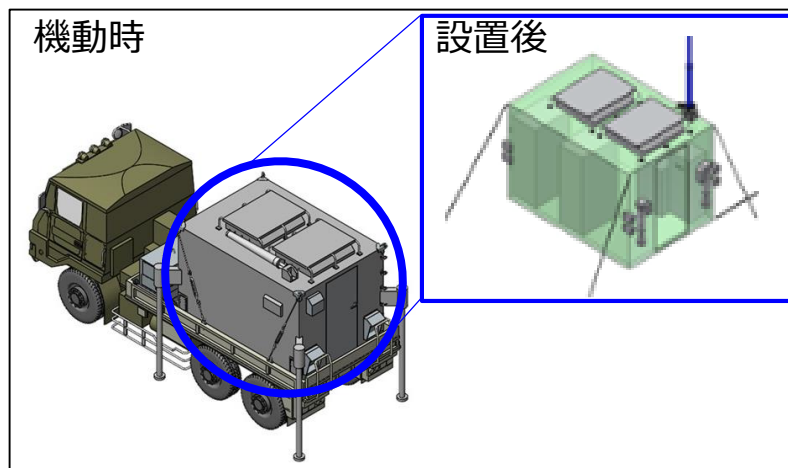
○ 配備を予定する主な装備品。



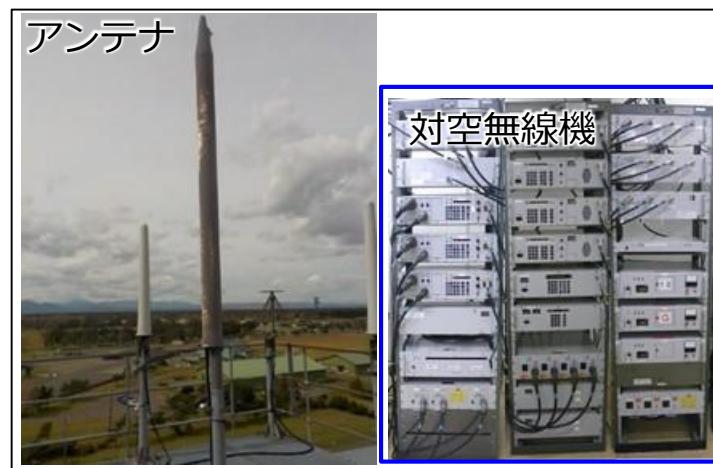
移動式警戒管制レーダー
(上空の航空機等を探知追尾)



地上電波測定装置
(我が国上空に飛来する電波を収集)



戦術データ交換システム
(航空機と地上無線局との間での位置情報等を交換)



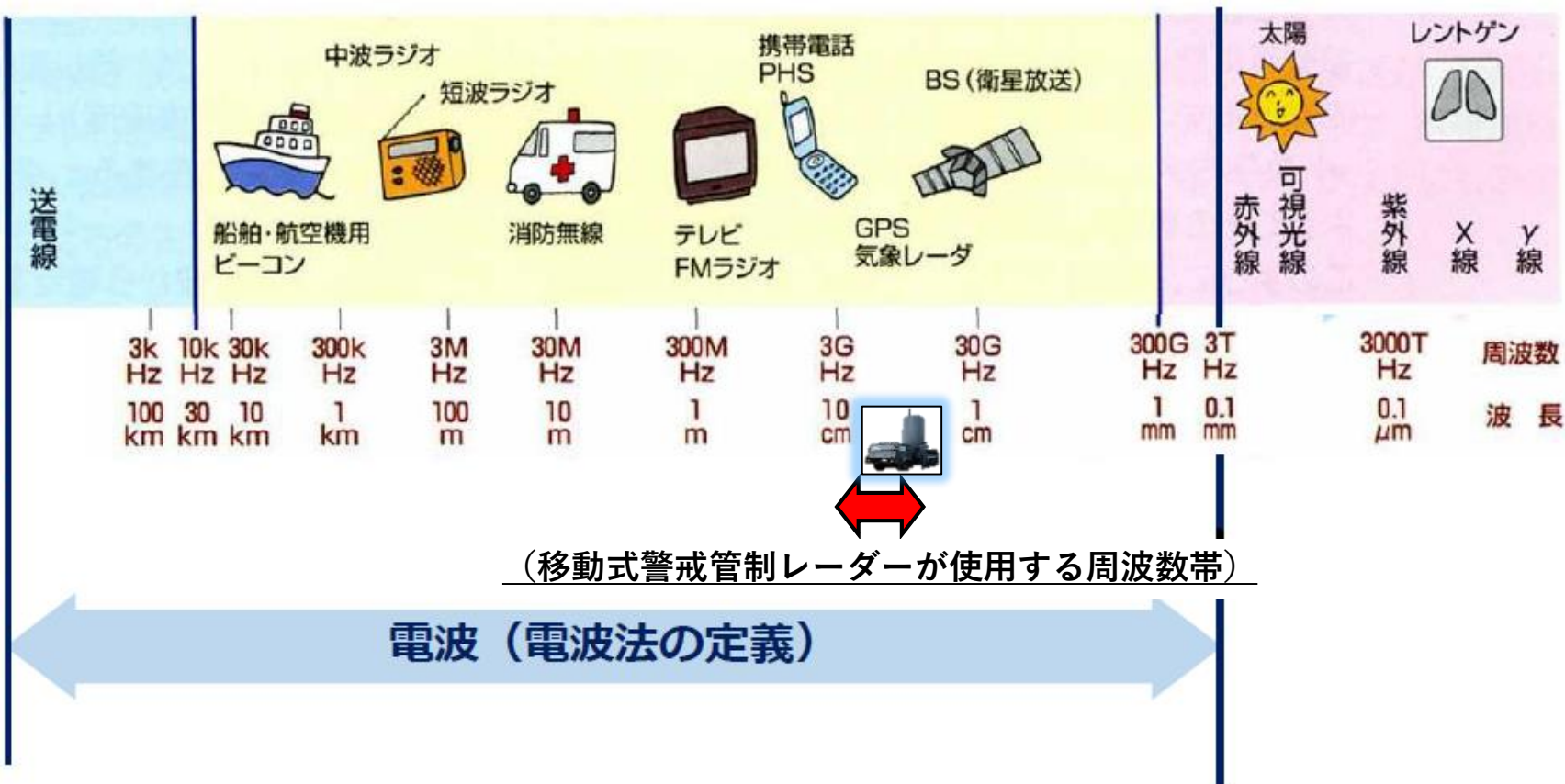
対空無線機
(航空機と音声で通信を行う)

留意事項：移動式警戒管制レーダーの安全性

移動式警戒管制レーダーが使用する電波は、
携帯電話等に使用される電波と同じ周波数帯です。

X線等のような細胞を直接傷つける可能性がある電磁波ではありません。

周波数帯による電磁波の分類



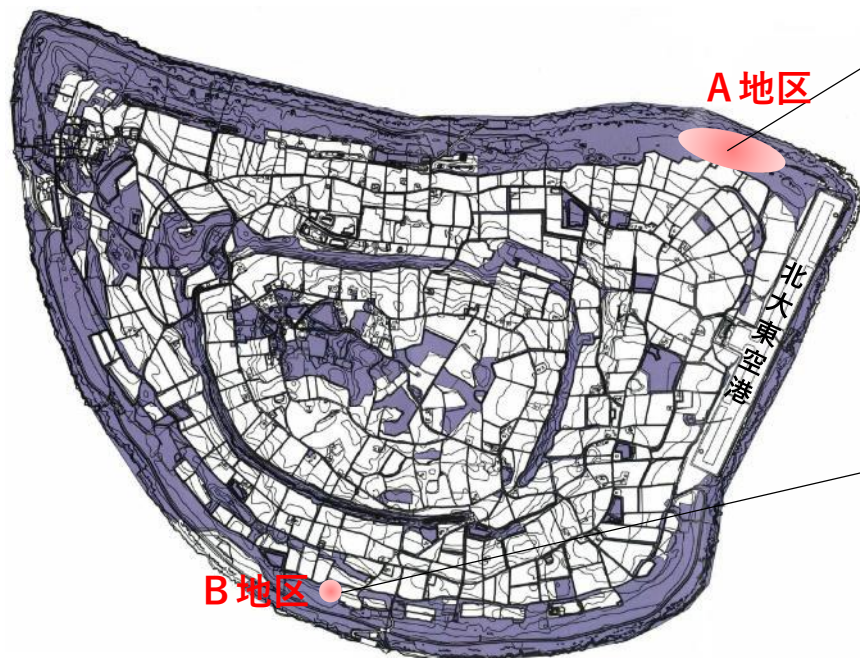
Ⅲ.配備地検討結果

①配備地検討結果

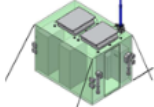
- 移動式警戒管制レーダー等の配備に係る検討について、令和4年度から実施してきた測量等調査等を踏まえた、これまでの検討状況についてご説明いたします。
- 検討にあたっては以下の点を考慮しました。

- ✓ 島の南東側（太平洋側）をはじめとする空域に対し警戒監視・情報収集ができること。
- ✓ レーダー等が性能を発揮できるよう、周辺に障害となるような遮蔽物がないこと。
- ✓ 装備品等がお互い干渉しないよう、距離を確保して設置（2カ所配置）すること。

- その上で、さらに測量等調査の結果を踏まえ、南北2カ所（A地区・B地区）を装備品等配備の適地として最有力候補であると判断しました（下図参照）。



地図中の ■ 部分は村有地を表す

検討事項		結果	配備を予定する装備品等
項目	細部		
地理的状況	遮蔽物等の状況	障害なし	 移動式警戒管制レーダー
	高さの確保	盛土等で対応可能	
社会的状況	航空法に基づく制限	影響なし	 戦術データ交換システム

検討事項		結果	配備を予定する装備品等
項目	細部		
地理的状況	遮蔽物等の状況	障害なし	 地上電波測定装置
	高さの確保	盛土等で対応可能	
社会的状況	航空法に基づく制限	影響なし	

※ 装備品等につきましては、波、風等の対策を踏まえ設置いたします。15

②環境調査・基本検討結果

- A地区及びB地区について、令和4年度から環境調査・基本検討を以下の点に考慮しつつ実施しました。

- ✓ 施設整備にあたって希少動植物の保全措置。
- ✓ 周辺農地への塩害対策。
- ✓ 周辺住民に影響がない受電、給水、雨水排水や燃料備蓄などのライフライン計画。

- 次に、環境調査・基本検討の結果について、順にご報告します。

- ✓ 施設整備にあたって希少動植物の保全措置。

- A地区、B地区及びその周辺において、「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物（ダイトウワダン（植物類）、ヘソアキアツマイマイ（陸産貝類）、ダイトウオオコウモリ（哺乳類））を確認しました。



- 確認された希少な動植物については、今後の施設整備において、移動・移植及び保全（自衛隊施設への進入防止等）の対策を実施いたします。

③希少動植物への配慮

動物

- ヘソアキアツマイマイ（陸産貝類）などについて、必要な手続等を行い移動
- 小動物進入防止柵の設置

植物

- ダイトウワダン（キク科）などについて、必要な手続等を行い移植

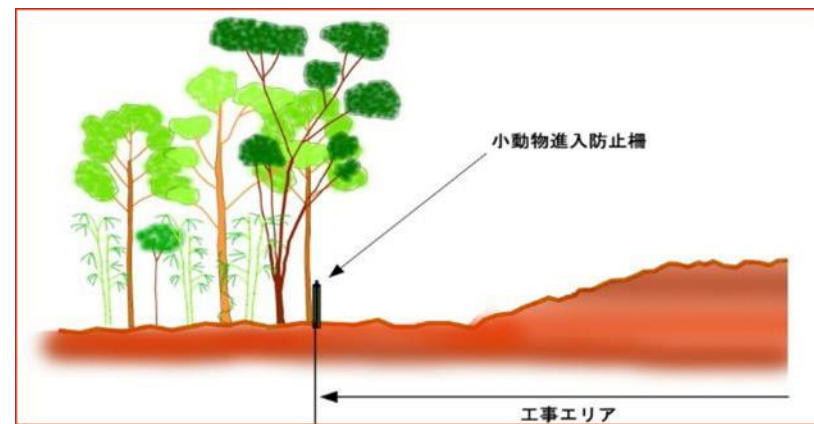
作業員への教育

- 工事エリア外への立ち入りの制限
- 重要な動植物保護手帳の配布（特徴、対応等）

〈 動植物の移動・移植イメージ 〉



〈 小動物進入防止柵の設置イメージ 〉



- 施設整備にあたっては、動植物などの自然環境に十分配慮することとしており、今後、具体的な対策を検討し、必要な措置を講じます。

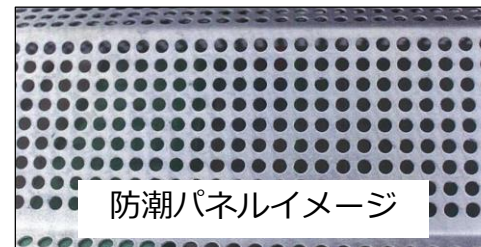
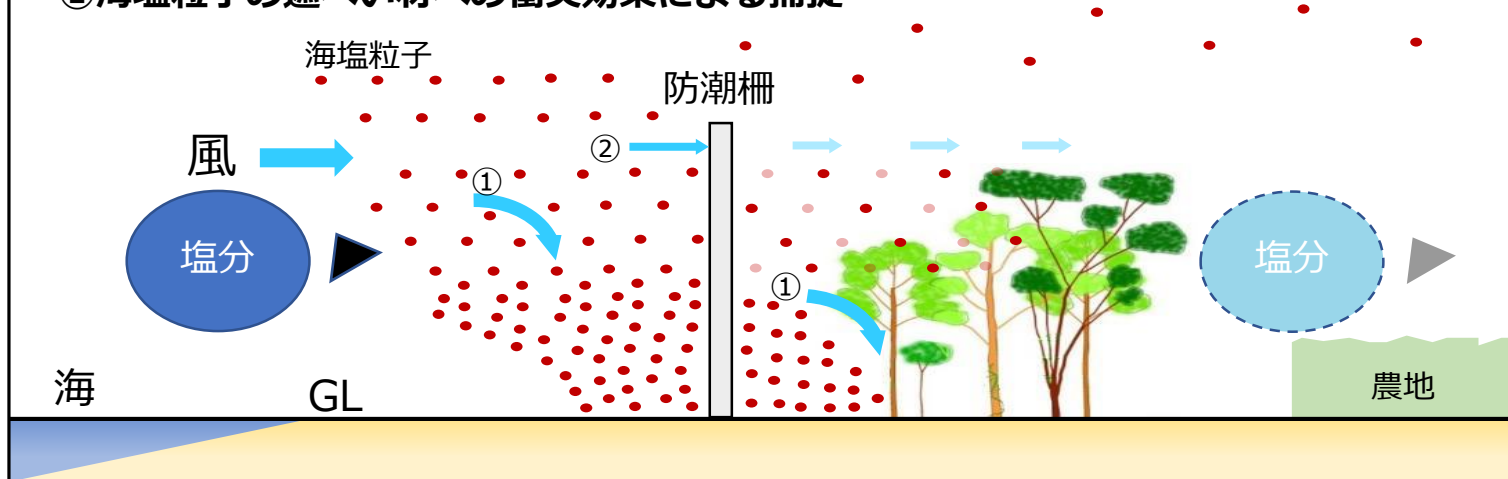
④塩害対策

✓ 周辺農地への塩害対策。

- 周辺農地への塩害対策として、防潮柵の設置を計画しています。
- 防潮柵の設置時期について、周辺農地への影響がないよう造成前に内陸側の防潮柵を設置、伐採及び造成を進め、その後、海側の防潮柵を設置する予定です。詳細については、今後行う実施設計の中で検討してまいります。
- また、植林について、引き続き検討の具体化を進めてまいります。

塩分捕捉機能

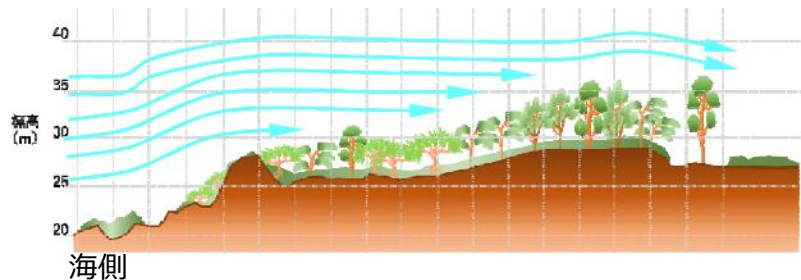
- ①柵近傍の減風域における海塩粒子の重力落下による捕捉
- ②海塩粒子の遮へい材への衝突効果による捕捉



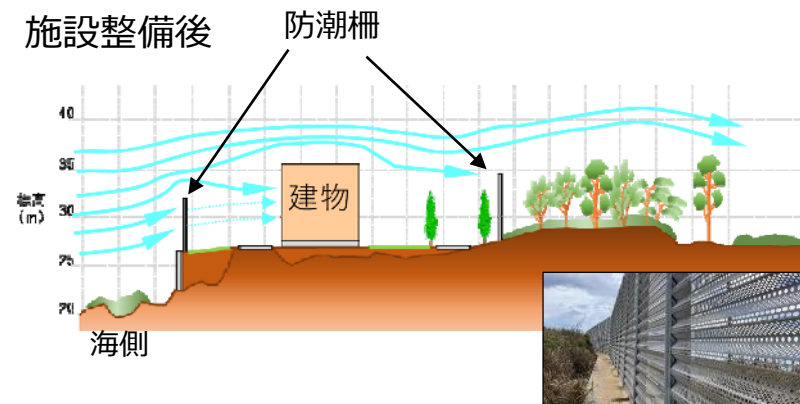
⑤シミュレーション結果（塩害対策）

塩害対策イメージ

現在



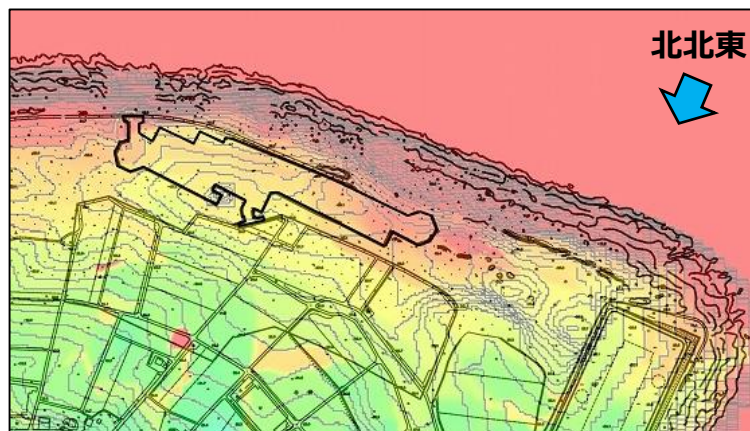
施設整備後



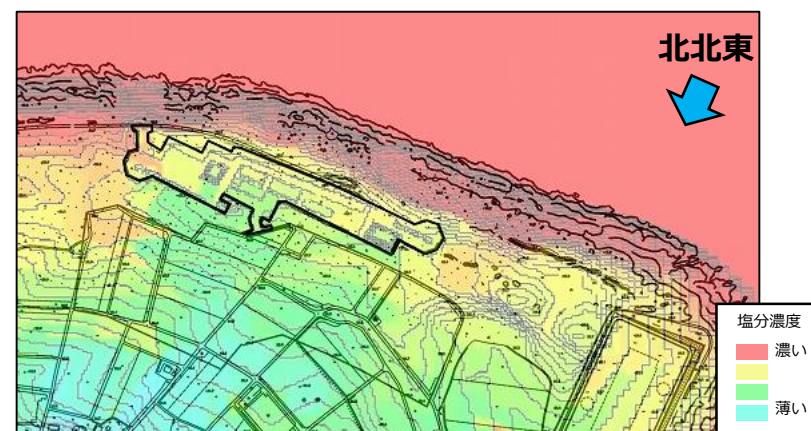
防潮柵イメージ

飛来塩分濃度シミュレーション結果（一例）

現在



施設整備後



- 飛来塩分濃度シミュレーションの結果、施設を整備した後においても、防潮柵を設置して塩害対策をとることにより、全般的に大きな変化は見られない結果となりました。

⑥ライフライン

✓ 周辺住民に影響がない受電、給水、雨水排水や燃料備蓄などのライフライン計画。

- 受電、給水、排水や燃料備蓄などのライフラインについては、周辺住民に影響がないよう、北大東村や沖縄電力等とよく調整しながら、適切に整備してまいります。

受電

- 電力会社から引込予定

給水

- 既設配水管から、引込予定

雨水排水

- A地区：調整池を設置、排水路を整備して海洋へ放流予定
- B地区：調整池を設置、排水路を整備して既設排水路へ放流予定

污水排水

- A地区：浄化槽を設置し、浄化した上で敷地内の調整池に放流予定。その上で、排水路を整備して雨水排水とともに海洋へ放流予定
- B地区：浄化槽を設置し、浄化した上で敷地内の調整池に放流予定。その上で、排水路を整備して雨水排水とともに既設排水路へ放流予定

燃料

- 車両用、発電機用として備蓄予定

IV.施設整備

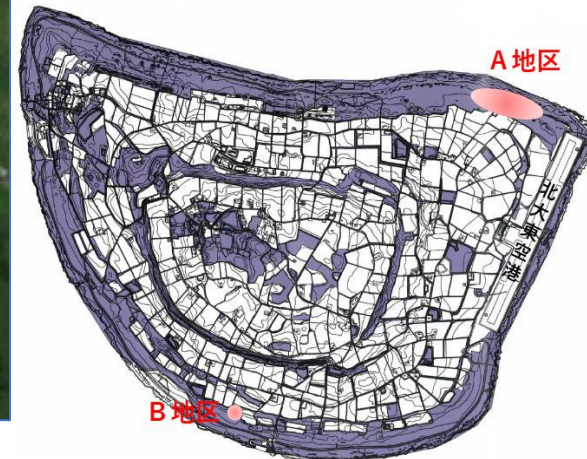
① 部隊配備検討地域

- ✓ 北東部（A地区）及び南部（B地区）の村有地等（約11ha）へ移動式警戒管制レーダー等の装備品を整備・管理するために必要な部隊を配備
- ✓ A地区：①隊庁舎地区、②監視地区（移動式警戒管制レーダー等を配置）することを検討
- ✓ B地区：①監視地区（地上電波測定装置や鉄塔等を配置）することを検討

【A地区】



【B地区】



注：用地の範囲、レイアウトはイメージです。

②ー１ 施設のイメージ（隊庁舎地区）

- 隊庁舎：隊員が事務を行う庁舎及び基地内に居住する隊員のための隊舎を合棟にした施設です。



隊庁舎の建設例



- 体育館：隊員が訓練や行事などで使用する施設です。



体育館の建設例



②ー２ 施設のイメージ（隊庁舎地区）

- **火薬庫**：警備に必要な小銃弾などを関係法令に基づき安全に保管する施設です。



火薬庫の建設例

【火薬庫の安全性】

- ✓ 火薬類取締法などの関係法令に基づき、①火薬庫の整備、②適切に火薬類を貯蔵、③十分な保安距離の確保を実施
- ✓ 24時間態勢で警備を行うとともに火薬類の安全管理に必要な教育を行うなど、安全対策や事故防止の徹底
- ✓ 自衛隊の火薬庫において爆発事故が起きたことはありません。

②ー3 施設等のイメージ（監視地区）

○ A地区：移動式警戒管制レーダー等の設置や管理するための施設です。



○ B地区：地上電波測定装置等の設置や管理するための施設です。



③ー1 配備のイメージ（A地区部分）

A地区 イメージパース



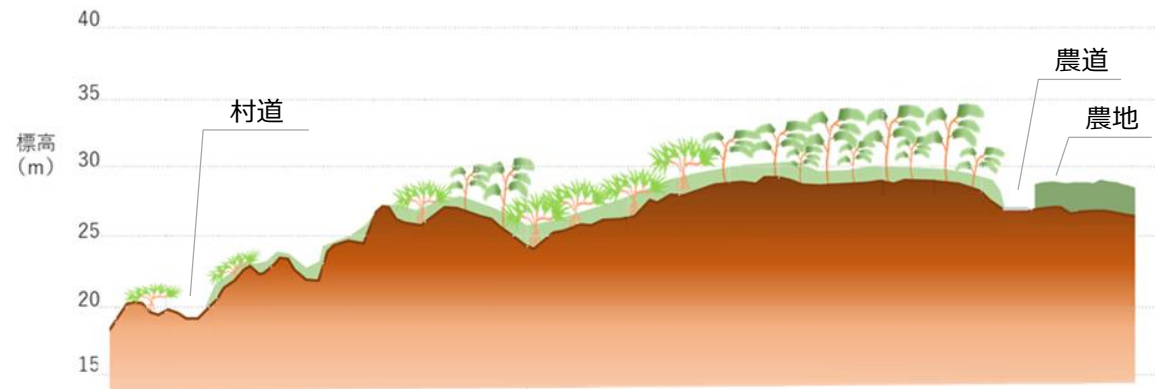
③ー2 A地区 施設配置イメージ図（断面図）

現況（イメージ）



←海側（A点）

（A'点）陸側→



施設整備後（イメージ）



←海側（A点）

（A'点）陸側→



※本図はイメージ図であり、今後の検討過程において変更となる可能性があります。

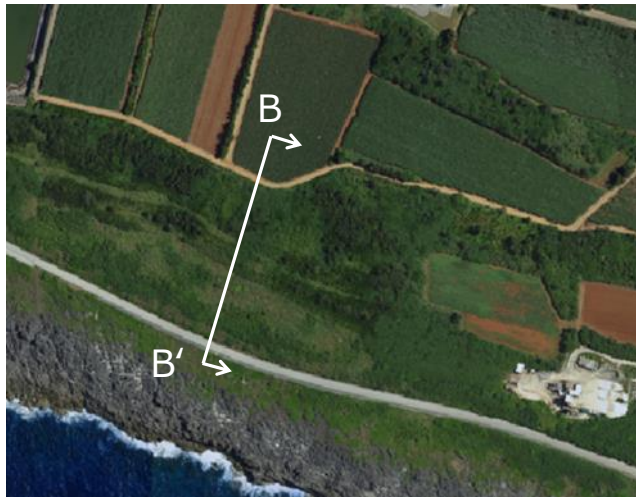
④ー 1 配備のイメージ（B地区部分）

B地区 イメージパース



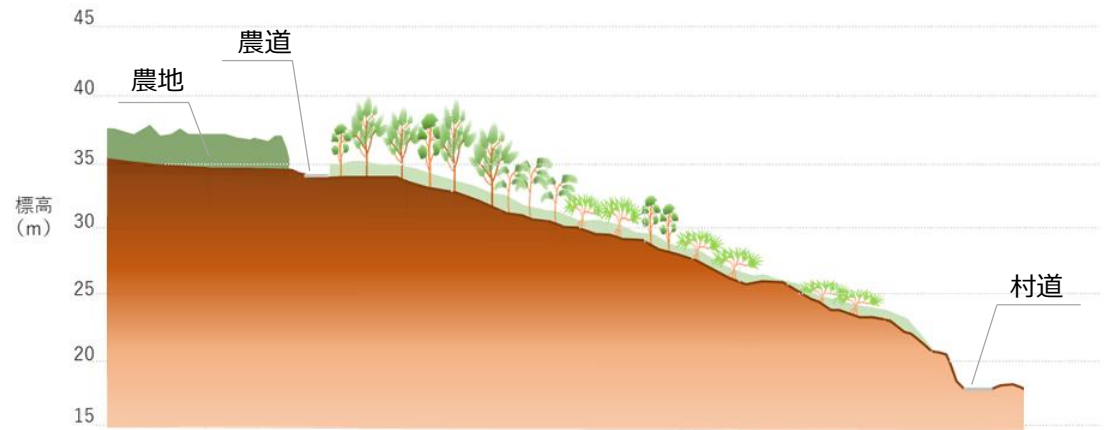
④－２Ｂ地区 施設配置イメージ図（断面図）

現況（イメージ）

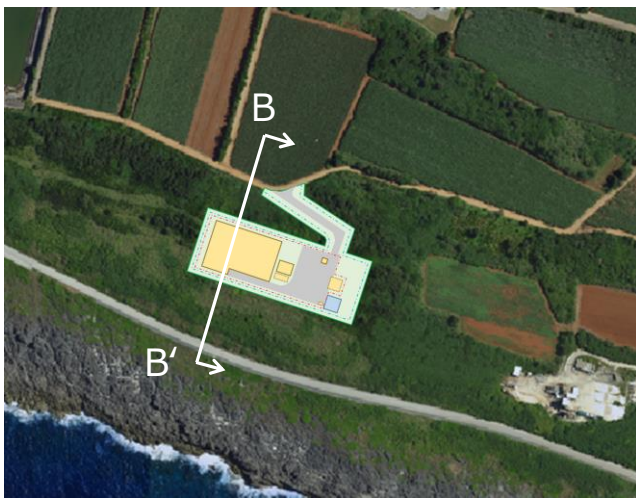


←陸側（Ｂ点）

（Ｂ'点）海側→

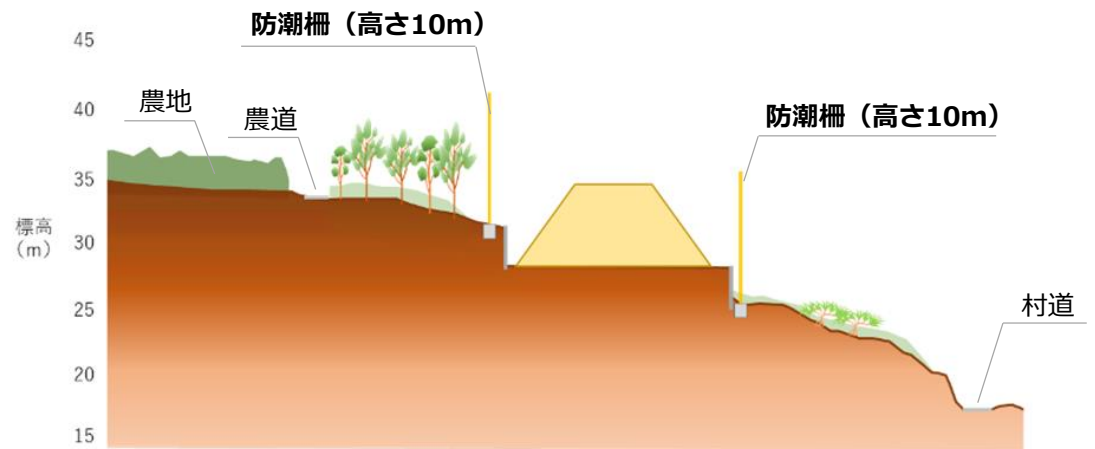


施設整備後（イメージ）



←陸側（Ｂ点）

（Ｂ'点）海側→



※本図はイメージ図であり、今後の検討過程において変更となる可能性があります。

⑤ 宿舎の整備

- 一般に、基地等に勤務する隊員は、基地等の中の生活施設である隊舎や、基地等の外の住居である宿舎に居住することとなります。
- 北大東島においても、今般の配備に伴い、隊員及びその家族のための新たな宿舎整備を計画しております。



(参考) 宿舎のイメージ

⑥今後の予定

- これまでの検討を踏まえ、令和6年度以降、土質調査等を実施させていただく考えです。
- 具体的な時期については、北大東村とよく調整させていただきたいと考えております。

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
測量・土質調査	測量等調査 (空中写真、航空レーザ測量等)		土質調査 (ボーリング調査等)				
環境調査	環境調査 (動植物の分布状況の把握、生活環境現況調査等)		環境調査 (希少な動植物の保全対策の検討、移動・移植)		環境調査 (工事期間中・期間後のモニタリング調査)		
基本検討・実施設計	基本検討		実施設計				
工事					工 事		

※ 令和7年度以降の事業については、現時点においての計画であり、変更となる可能性があります。

V.その他

防衛省の補助事業について

防衛省の補助事業は、防衛施設の設置又は運用による障害の実態を踏まえ、周辺住民の生活への影響を和らげることを目的としており、関係法令（※）に基づき、北大東村が行う公共施設の整備などのお手伝いをさせていただきます。

※防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律など

ご要望の施設がある場合、村を通じて沖縄防衛局に御相談ください。

漁業用施設（漁具倉庫）



道路



防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年六月二十七日法律第百一号）一部抜粋

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

VI. 質疑応答